

## 審査の結果の要旨

氏名 小野仁美

小野仁美氏の論文「イスラーム法の子育て観—法学者間のイフティラーフからみたマーリク派の特徴」は、スンナ派4法学派の一つであるマーリク派の法学書を主要な資料として、イスラームにおける子育て観とその歴史的展開を解明しようとした秀作である。

本論文は5章から構成されている。第1章「序論」では、論文の目的や用いた資料を紹介するとともに、イスラーム法の学説の発展を支えることになる「イフティラーフ」(法学者間の見解の相違)について説明している。第2章「イスラーム法における人間の成長段階」は、主として法的能力に着目して子どもの成長段階が法学的にどのように捉えられているかについて考察しており、とくに弁識能力をめぐるマーリク派の学説について深い考察を加えている。第3章「父親という存在」は、具体的な法規定の分析を通じて、従来無批判に受け入れられてきたイスラームの家父長制的性格に疑問を呈するとともに、父の権利義務をめぐるマーリク派学説の独自性を描き出している。第4章「母親による子育ての位置づけ」においては、母系親族による子育てを推奨する点にマーリク派学説の特徴が見られることが指摘されている。第5章「子どもへのクルアーン教育」においては、法学書と教育専門書を駆使して、マーリク派の法学者が子どもへのクルアーン教育に積極的に言及していることをその具体的な内容と共に明らかにしている。

従来の一般的な通念によれば、イスラームの家族は、強力な権限を有する父を中心とする家父長制として概括される。これにたいして本論文は、多数の法学書を渉猟することにより、子をめぐる法律関係が子と父や子と母の一对一の関係に還元されること、そしてそうした法律関係を規定するモチーフとしてしばしば親の子に対する愛情が言及されることを示し、このような従来通念に対して修正を迫っており、この点に本論文の最大の価値を認めることができる。また、一般にイスラーム法は、10世紀に一応の完成を見た後、目立った発展が見られない。しかし本論文は、学説の変遷を丁寧に辿ることにより、時代が下るにつれてマーリク派が、多数説を捨てて少数説に依拠することにより、時代や社会の状況に対応しようとした過程を描き出すことに成功しており、この点でも独自性を示している。

口頭試問でも審査委員より指摘があったように、本論文は、主として法学資料に拠ったために現実の子育てにおいて重要だったはずの幾つかの論点を取り上げていない点や、法規定の比較の対象としてシーア派に言及していない点、また子育てという概念が曖昧である上に子育てに直接関係のある事項の分析が手薄であるなどの弱点も抱えてはいる。しかし、とくに、従来漠然と語られてきたイスラームの子ども観や家族観を具体的な資料を通して提示することに成功した点は高く評価されるべきであり、よって本論文は博士(文学)の学位を授与するにふさわしい論文であると判定する。